

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：林野庁企画課

| 施策名 | 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 (実績評価書⑫) | 政策体系上の位置付け |
|------------------------|---|------------|
| | | VI-⑫ |
| 施策の概要 | <p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進</p> | |
| 政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「望ましい林業構造の確立」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、森林所有者への施業提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、集約化施業に必要な人材育成や路網整備と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進する必要がある。</p> <p>「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、目標の達成状況がAランクとなったところであるが、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年から減少する見込みである。平成27年の目標達成に向け、さらに、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、国産材を利用した住宅づくりを普及する取組、「木づかい運動」等による消費者への普及啓発活動、小径木等の未利用の木質バイオマスの利用などを一層推進する必要がある。</p> <p>以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、効率的かつ安定的な林業経営の育成や国産材の安定的な供給・利用等についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の育成、製材・加工の大規模化等による木材産業の競争力の強化及び消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等による木材需要の拡大により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造を確立する必要がある。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する必要がある。</p> <p>(効率性) 「望ましい林業構造の確立」及び「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、政策手段の実施に当たり、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。</p> <p>(有効性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、4指標のうち「高性能林業機械の普及台数」、「森林組合に占める中核組合の割合」、「森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)」の3指標が着実に増加しており、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進みつつあり、これらの者による事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられるが、「素材生産の労働生産性」が低下したことから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年からは減少する見込みであるものの、合板分野での加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となってきていること、外材供給を巡る不透明な状況等により、国産材が競争力を持ち始めたこと等から、国産材の供給・利用量拡大の目標の達成状況はAランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、有効性の向上が必要であるとなったことから、集約化施業に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うとともに、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により集約化施業の面的拡大等の施策を講じる。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、Aランクとなったことから、引き続き、需要者ニーズに応えうる国産材の安定的な供給体制を構築するとともに、</p> | |

住宅建築・公共建築物等への木材利用、未利用木質資源を含めた木質バイオマスの利用及び消費者や一般企業等に対する戦略的な普及をさらに推し進める等の取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値（達成状況） | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 |
|------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------|----------------|------------------------|------------------------|--|
| | | | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | | |
| 望ましい林業構造の確立 | 指標(1) 素材生産の労働生産性の向上と国産材供給量(用材) | ・ m ³ / 人日 | — | (有効性の向上が必 要である) | (おおむね有 効) | (有効性の向 上が必要であ る) | — | 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。 (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産量 基準値 H17:48% → 目標値 H27:60%) (造林・保育面積 基準値 H17:58% → 目標値 H27:70%) (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる (基準値 H17:2,200 → 目標値 H27:2,600) なお、平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、指標(1)～(4)を用いて総合的な判定を行うこととする。(各指標を判断する実績値は、統計等を用いており、一部の指標の実績値は評価実施時点で当該年度の数値を把握できないことから、前年度の数値となる。) |
| | | | ・ 千m ³ | — | 5.51 | 4.70 | — | |
| | | 台 | — | 17,617 | 18,635 | 17,971 (見込値) | — | |
| | | | — | 3,209 | 3,474 | — | — | |
| | 指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合の増加 | % | — | 39 | 40 | 43 (見込値) | — | |
| 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 | 指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)の増加 | 千ha | — | 1,989 | 2,288 (見込値) | — | — | 木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要であり、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要であることから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定。 |
| | | | — | 17,333 (平成16年) | 18,300 (A) | 19,313 (A) | 18,658 (見込値) (A) | |
| | | | — | — | — | — | 23,000 (平成27年) | |

| 関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | |
|---------------------------|---------------|------------|-----------------|---|
| | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの) | 第171回国会施政方針演説 | 平成21年1月28日 | 〈3 安心できる社会(環境)〉 | 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。 |
| | 第169回国会施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 〈第五「低炭素社会」への転換〉 | まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。 |
| | 森林・林業基本計画 | 平成18年9月8日 | 第2の4 | |